

# 山梨県公報

第千九百三十二号  
 平成二十一年  
 三月十九日  
 木曜日

## 目次

家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施……………一七三

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一七五

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定……………一七五

特定計量器の定期検査の実施……………一七六

大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出……………一七八

開発行為に関する工事の完了について……………一七八

人事委員会

平成二十一年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について……………一七九

公安委員会

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………一八三

## 告 示

山梨県告示第九十五号  
 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。  
 平成二十一年三月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
牛のブルセラ病及び結核病の発生	北杜市	一次のいずれかに該当する生後六カ月齢以上の牛で実施区域内で飼育して	平成二十一年四月一	ブルセラ病検査 1 凝集反応検査 (-) 試験管凝集反

予防のため

北杜市以外の全地域	<p>一 次のいずれかに該当する生後六カ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの</p> <p>1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの</p> <p>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛</p> <p>3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛</p> <p>4 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生</p>	<p>二</p> <p>区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>日から平成二十二年三月三十一日までの間において対二の家畜を飼育している区域又は死亡した区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する日</p>	<p>(二) 応法</p> <p>1 急速凝集反応法</p> <p>2 補体結合反応検査</p> <p>3 その他必要な検査</p> <p>二 結核病検査</p> <p>1 ツベルクリン検査(皮内注射法)</p> <p>2 その他必要な検査</p>
-----------	---	---------------------------------------	---	--

<p>牛のヨーネ病の発生予防のため</p>	<p>富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、笛吹市、上野原市、甲州市、西八代郡、南都留郡(富士河口湖町の区域を除く)及び北都留郡</p>	<p>一 次のいずれかに該当する生後六カ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの                  1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛                  2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛                  3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛                  4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛                  5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの                  二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>同</p>	<p>一 予備的抗体検出法による検査                  二 酵素免疫測定法による検査                  三 ヨーニン検査                  四 その他必要な検査</p>
<p>馬伝染性貧血の発生予防のため</p>	<p>甲府市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中市</p>	<p>一 次のいずれかに該当する生後六カ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの                  1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの                  二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>同</p>	<p>一 寒天ゲル内沈降反応検査                  二 その他必要な検査</p>
<p>牛の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向の把握のため</p>	<p>県内全域</p>	<p>牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第六条第一項の規定に基づき届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。</p>	<p>同</p>	<p>一 酵素免疫測定法                  二 ウエスタンブロット法による検査                  三 免疫組織化学的検査</p>
<p>高病原性鳥</p>	<p>県内全域</p>	<p>実施区域内で百羽以上の</p>	<p>同</p>	<p>一 寒天ゲル内沈降反応検査</p>
<p>畜保健衛生所長が指定するもの</p>	<p>中央市、南巨摩郡、中巨摩郡及び南都留郡(富士河口湖町の区域に限る)</p>	<p>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛                  3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛                  4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの                  5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの                  二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>同</p>	<p>一 寒天ゲル内沈降反応検査</p>

インフルエンザの発生予察のため	域	家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下この項において同じ。）を飼育している農場又は十羽以上のだちようを飼育している農場で飼育されている家きんで、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの	二 応検査 二 ウイルス学的検査 三 その他必要な検査
家きんサルモネラ感染症の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育している種鶏	凝集反応検査（急速凝集反応法）
腐蛆病の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育しているみつばち	一 肉眼的検査 二 脱脂乳による試験 三 細菌学的検査
アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため	県内全域	実施区域内で飼育している未越夏牛で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの	一 中和反応検査 二 臨床検査

# 公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月十九日  
 山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十一年三月六日  
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的  
 1 名称 特定非営利活動法人バーチャル工房やまなし  
 2 代表者の氏名 小野智弘  
 3 主たる事務所の所在地 山梨県中巨摩郡昭和町築地新居五十五番地十二  
 4 定款に記載された目的  
 この法人は、障害を持つ人々に対して、社会的自立の促進と社会経済活動参加の支援及び普及・啓発、情報技術の修得に関する事業を通じて、社会一般の理解を得ながら、主在宅就労支援や職業能力の開発を行い、もって障害者福祉の向上と障害者の自立意識の高揚・環境の整備に寄与することを目的とする。  
 三 縦覧期間 平成二十一年三月十二日から平成二十一年五月十一日まで

● 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定  
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定に基づき、次の者を指定障害福祉サービス事業者として指定した。  
 平成二十一年三月十九日  
 山梨県知事 横 内 正 明

名 称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス内容	主たる対象者
社会福祉法人 ピースの会 社会福祉法人 清長会	ピース工房なか みち	甲府市右左口町一 二五七番地六	サービス内容 B型 就労継続支援 B型	知的障害者
	（主たる事業所） （多機能型通所） 事業所くぬぎの 森	甲府市下帯那町二 九九九番地一	生活介護 就労移行支援 就労継続支援 B型	知的障害者 知的障害者 知的障害者
	（従たる事業所） （多機能型通所）	甲府市城東三丁目 七番一―号	生活介護	知的障害者

株式会社東甲府	東甲府訪問介護	甲府市川田町四〇番地二「ひばり」デイサービス内	居宅介護	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児	知的障害者
株式会社ケアメイト	訪問介護ケアメイト	大月市大月三丁目一番六〇号	居宅介護	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児	知的障害者
社会福祉法人緑の風	緑の風	北杜市長坂町大井ヶ森九九四番地一	生活介護	知的障害者	知的障害者
社会福祉法人三富福祉会	いるとこ	山梨市下神内川一九二番地三	共同生活援助	知的障害者	知的障害者
社会福祉法人青い樹の会	ワークハウスみどりの家	南アルプス市市部一九九番地	生活介護	身体障害者・知的障害者・精神障害者	知的障害者
			就労移行支援	身体障害者・知的障害者・精神障害者	
			就労継続支援B型	身体障害者・知的障害者・精神障害者	

社会福祉法人 聖ヨハネ会	河口湖聖ヨハネ ケアービレッジ	南都留郡富士河口湖町船津五二〇四番地三	共同生活介護	知的障害者
--------------	-----------------	---------------------	--------	-------

● 特定計量器の定期検査の実施  
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、平成二十一年度前期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
 平成二十一年三月十九日

山梨県知事 横内正明

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間（正午から午後一時までの間を除く。）	検査場所	区域
非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。） びおもり	平成二十一年四月十三日	午前十時から午後三時まで	JAこま野八田南アルプス市	南アルプス市
	平成二十一年四月十四日	同	JAこま野百田支所ふれあいセンター	同
	平成二十一年四月十六日	同	南アルプス市役所白根支所	同
	平成二十一年四月十七日	同	JAこま野在家塚共選所	同
	平成二十一年四月二十日	同	JAこま野西野共選所	同
	平成二十一年四月二十一日	同	JAこま野櫛形共選所	同
	平成二十一年四月二十三日	同	南アルプス市役所若草支所	同

平成二十一年五月十日	同	平成二十一年五月十五日	同	平成二十一年五月十四日	平成二十一年五月十三日	平成二十一年五月十二日	平成二十一年五月八日	同	平成二十一年四月二十八日	同	平成二十一年四月二十七日	平成二十一年四月二十四日
午前十時半から	午後一時半から 午後三時まで	午前十時半から 正午まで	午後一時半から 午後三時まで	午前十時半から 正午まで	同	午前十一時から 午後三時まで	同	同	午前十時から午後三時まで	午後一時半から 午後三時まで	午前十時から正午まで	同
上野原市役所甲	上野原市役所西 原出張所	J Aクレイン欄 原支店	上野原市役所島田出張所	上野原市役所蔵出張所	小菅村役場	丹波山村役場	昭和中中央公民館	昭和中中央公民館	南アルプス市役所本庁舎西別館	南アルプス市役所本庁舎西別館	芦安健康管理センター	南アルプス市役所甲西支所
同	同	同	同	上野原市(旧秋山村を除く)	小菅村	丹波山村	昭和中	昭和中	同	同	同	同

平成二十一年五月二日	平成二十一年五月十七日	同	平成二十一年五月十六日	同	平成二十一年五月十五日	同	平成二十一年五月十二日	平成二十一年五月十一日	平成二十一年五月九日	同	八日
午前九時から午後三時まで	午前十時から午後三時まで	午後一時半から 午後三時まで	午前十時から正午まで	午後一時半から 午後三時まで	午前十時から正午まで	午後一時半から 午後三時まで	午前十時から正午まで	午前十時から午後三時まで	午前十時半から午後三時まで	午後一時半から 午後三時まで	正午まで
特定計量器の所	中央市玉穂庁舎	J A中巨摩東部 田富支所	J A中巨摩東部 小井川支所	甲斐市役所敷島支所	甲斐市役所吉沢出張所	竜王中部公民館	竜王武道館	上野原市役所本庁舎	上野原市商工会館	上野原市役所大同出張所	東出張所
今期検査	同	同	中央市(旧豊富村)を除く。	同	同	同	甲斐市(旧双葉町)を除く。	同	同	同	同

皮革面積計	平成二十一年五月二十八日から平成二十二年三月三十一日まで(県の休日を除く。)	後四時まで	在の場所(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。)	山梨県計量検定所(平成二十一年五月二十七日までに検査を行わなかった場合に限る。)	甲府市を 除く 県下 全域
-------	--	-------	---	--	------------------------

● 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十一年七月十九日まで縦覧に供する。  
 平成二十一年三月十九日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 横 内 正 明

- 1 氏名又は名称 ダイワロイアル株式会社 代表取締役 越智 壯
- 2 住所 東京都台東区上野七丁目十四番四号
- 二 届出の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ライフガーデンにらさき
  - (二) 所在地 韮崎市若宮二丁目千二百八十八の一番外
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐輪場の位置及び収容台数	百三十一台 届出の図面のとおり	二百五十台 届出の図面のとおり
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	百五十六立方メートル 届出の図面のとおり	百八十二立方メートル 届出の図面のとおり
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	株式会社オギノは翌午前〇時	株式会社オギノは午後十時
来客が駐車場を利用することができるとする時間帯	午前八時三十分から翌午前〇時三十分まで	午前八時三十分から午後十時三十分まで

- 3 変更する年月日  
 平成二十一年四月九日
- 届出年月日  
 平成二十一年三月六日

● 開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 平成二十一年三月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
 中巨摩郡昭和町西条字馬籠五二六六の一、五二六六の二、五二六六の四、五二六六の五及び五二六六の六の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区内幸町一丁目一番三号 東京電力株式会社 取締役社長 清水正孝

## 人事委員会

● 平成二十一年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について

平成二十一年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験を次のとおり実施する。

平成二十一年三月十九日

山梨県人事委員会

委員長 渡 邊 貢

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容等
行政	5名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。高度の知識・経験を必要とする業務を行う主事相当職又は主任相当職として、原則、平成22年4月1日に採用する。ただし、勤務が可能な場合には、平成21年10月1日に採用する場合がある。

2 受験資格

(1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」の例

- ・ 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)、海上保安大学校本科、防衛大学校等を卒業した者
- ・ 大学評価・学位授与機構(旧学位授与機構を含む。)から学士の学位を授与された者
- ・ 外国における大学等を卒業(通算修学年数が16年以上となるものに限る。)した者

(2) 大学卒業等の後の民間企業等における職務経験を5年以上(平成21年3月末現在)有する者  
 ア 「民間企業等における職務経験」には、民間企業の従業員、自営業者等として1年以上継続して就業した期間が該当し、職務経験が複数の場合は通算できるものとする。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一の職歴に限るものとする。

イ 国家公務員法及び地方公務員法に定めるすべての公務員としての職務経験は含まない。

※ 最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出させる。

(3) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)

- ・ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 年齢制限はないが、定年年齢が60歳のため、採用時に60歳以上の者は採用されない。

3 試験案内の配布及び受付期間・時間

(1) 試験案内配布開始日

平成21年3月19日(木)



## (2) 受付期間

## ア 持参及び郵送の場合

- ・ 平成21年4月3日(金)から平成21年4月21日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- ・ 郵送の場合は、平成21年4月21日(火)までの消印のあるものに限り受け付ける。

## イ インターネットによる申込の場合

- ・ 平成21年4月3日(金)から平成21年4月14日(火)まで
- ・ 平成21年4月14日(火)は、午後5時までに受信したものに限り受け付ける。

## (3) 受付時間

午前8時30分から午後5時30分まで(インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付)

## 4 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	平成21年5月10日(日) (受付時間) 午前8時40分から午前9時まで	甲府市内 (試験会場は、決定次第、山梨県ホームページ等に公表するとともに、受験票に明記して受験者に通知する。)
第2次試験	第1回 平成21年7月11日(土)～7月13日(月) のうち指定する2日	甲府市内 (第1次試験合格通知後、改めて通知で指定する。)
	第2回 平成21年8月7日(金)～8月11日(火) のうち指定する1日	

## 5 試験方法

区分	試験種目	内容
第1次試験	基礎能力試験 【試験時間120分】	公務員として職務遂行上必要とされる基礎的な素養について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。 ・ 出題数は40題とする。 ・ 出題分野は、次のとおりとする。 文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈、社会、人文、自然
	論文試験Ⅰ 【試験時間90分】	自己アピール等に関する課題について、記述式による試験を行う。
第2次試験	第1回 論文試験Ⅱ	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について記述式による試験を行う。
	人物試験Ⅰ	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査を行う。
	人物試験Ⅱ	社会性、貢献度、指導性等について集団討論及び集団面接を行う。
	第2回 人物試験Ⅱ	表現力、積極性、創造性等について個別面接を行う。なお、その中でプレゼンテーション面接を行う。
	身体検査	職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについて、所定の「身体検査書」により検査を行う。
資格調査		受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。

- ・ 第1次試験は活字印刷文（活字の大きさは10ポイント）により出題する。ただし、受験者（視覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。）の事前申出により、別途拡大文字（活字の大きさは12ポイント）で印刷された試験問題を使用することができる。
- ・ 第1次試験において、基礎能力試験の得点が一定点以下の場合は、論文試験Ⅰを採点しない。この場合、基礎能力試験の得点をもって第1次試験の合計得点とする。

## 6 合格者の発表

### (1) 合格発表日

- ア 第1次試験合格者発表 平成21年6月12日（金）
- イ 最終合格者発表 平成21年8月31日（月）

### (2) 合格発表の方法等

合格者については、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに書面で通知する。ただし、最終結果の通知については、合否にかかわらず第2次試験受験者全員に行う。また、掲示内容は、掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

## 7 給与

採用試験に合格し採用される者の給料月額（初任給）は、民間企業等における職務経験年数等に応じて、在職する職員（高度の知識・経験を必要とする業務を行う主事又は主任の職員）の給与と同等の額の範囲内で決定する。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

※初任給の例（平成21年4月1日現在）

採用時の年齢	民間企業等における職務経験年数	給料月額（初任給）
30歳	8年	220,000円程度 (減額措置後215,600円程度)

なお、採用日から平成23年9月30日までの間は、給料月額の2%が減額されて支給される。

## 8 その他

- (1) 基礎能力試験の例題及び正答番号並びに論文及び人物試験Ⅱ 集団討論の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載する。また、山梨県県民情報センターで閲覧やコピーができる。
- (2) 詳細は、「平成21年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験案内」による。

# 公安委員会

## 山梨県公安委員会規則第二号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月十九日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第1」を「別表第1（第6条関係）」に改め、同表下肢不自由の項中「1級、2級及び3級の1」を「1級から4級までの各級」に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番